

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納となっていることが分かった。

国民年金の保険料は毎月きちんと定期的に納付してきたはずである。それにもかかわらず、1か月分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人と同居していたその夫も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその夫の納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から昭和58年11月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、国民年金被保険者台帳（紙台帳）から、昭和58年10月の保険料が現年度納付されている上、同年1月から同年3月までの保険料が同年11月25日に過年度納付されていることが確認できることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を8万1,000円に、申立期間③の標準賞与額に係る記録を7万2,000円に、申立期間④の標準賞与額に係る記録を8万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月1日から同年9月1日まで
② 平成17年8月12日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年8月11日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた当時の標準報酬月額及び標準賞与額に誤りがあることに気付いた。

オンライン記録では、A社における平成17年3月から同年8月までの標準報酬月額は、私が当時実際に得ていた給与額より低い18万円で記録されている。

また、平成17年8月、同年12月及び18年8月の標準賞与額も、実際は約8万円の賞与が支給されていたにもかかわらず、記録が残っていない。

私は、当時の給与明細書及び賞与明細書を保管しているので、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、申立人が保管する賞与明細書及びA社が保管する申立人に係る賃金台帳から、申立人は申立期間②、③及び④において、その主張する標準賞与額（申立期間②は8万1,000円、申立期間③は7万2,000円、申立期間④は8万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主

により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、すべての申立期間について、申立人が保管する賞与明細書により申立人の賞与から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、計3回の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、すべての申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所はすべての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が保管する給与明細書及びA社が保管する申立人に係る賃金台帳から、申立期間①の報酬月額は、標準報酬月額22万円に相当する額であることが確認できる一方、申立期間①の厚生年金保険料控除額は、すべての月において標準報酬月額18万円に相当する額であることが確認でき、当該標準報酬月額18万円は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から47年1月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和47年1月1日に、A社C工場から同社本社へ転勤したが、退職しておらず、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された労働者名簿及び同社の回答書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和47年1月1日にA社C工場から同社本社へ異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和46年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを46年12月31日と記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の

保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 7 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、A 地方にある大学に入学した年に 20 歳になったため、父の勧めもあり任意加入期間であったが将来のことを考えて国民年金の加入手続と保険料納付を行った。申立期間の保険料納付方法は、私の銀行預金口座から口座振替により納付していた。

私が所持する年金手帳の記録に、「被保険者となった日」として、「昭和 63 年*月*日強制加入」と記載されていることから、申立期間の保険料は納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 63 年*月に B 区役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、平成元年 8 月ごろに払い出されたものと推認でき、加えて同年 8 月から保険料を納付していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳は平成になってから発行されたものと確認でき、かつ、「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄が昭和 63 年*月*日から平成元年 8 月 2 日に、「被保険者の種別」欄が 1 号（強制加入）から任（任意加入）に訂正されていることを考慮すると、申立人は、平成元年 8 月に国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人から提出された銀行預金通帳から、国民年金保険料が初めて口座振替により納付されたのが平成元年11月15日であることが確認できることから、申立期間の保険料を口座振替により納付していた形跡が見当たらない上、申立人は、「保険料の口座振替は、加入してしばらくしてからであると思う。」とするなど、口座振替による保険料納付をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から46年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて年金加入記録を照会したところ、同様に申立期間が未加入となっているとの回答を受け取った。

私の父は納税組合長を務めていたので、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと思う。両親は申立期間の保険料が納付済みであるのに、私だけ申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の資格取得欄には資格取得日が昭和51年5月28日と記載されていることが確認できる上、A市役所作成の国民年金被保険者名簿においても申立人は同日に国民年金の資格を取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により昭和48年11月30日から49年4月3日ごろまでの間に払い出されているこ

とが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父は、申立期間当時は国民年金に未加入であったことが確認できる。また、国民年金保険料納入通知書により、申立人の父母は40年4月から48年3月までの保険料についても49年12月30日に第2回特例納付により納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 922 (事案 268 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月末まで

以前にも同じ内容の申立てを行い、申立期間中勤務していたA事業所に係る年金記録の訂正は必要とまでは言えないとの通知を受け取ったが、申立期間に同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁(当時)の記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人が雇用保険に加入した記録も無い上、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「B県かC県にA事業所の本社があったと記憶している。」と申し立てていることから、オンライン記録において、「A社」という名称の事業所を検索したところ、唯一、B県内に所在する「A社」という名称の事業所が判明したので同社に照会したところ、同社からは、「申立期間当時の会社名は、D社という名称だったが、当時を知る従業員に確認したところ、A事業所という名称の営業拠点は存在したとのことである。」との回答が得られた上、オンライン記録から、申立期間当時、D社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「A事業所という名称の事業所は確かに存在していた。」と証言していることから、申立期間当時、A事業所という名称の事業所が存在していたことがうかがえる。

また、申立人は、「A事業所」と押印された請求書を所持している上、申立

人提出のクレジット契約書の写しにおいて、「おつとめ先」欄に「A事業所」と記載されていることが確認できることから、申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記元従業員は、「申立期間当時、E県内にはD社の営業拠点は複数存在したが、そうした営業拠点の中には、同社の直営店のほかに、同社と契約を結んで事業を行う特約店が存在していた。また、特約店は、同社とは経営を全く別にしており、A事業所もその特約店の一つであった。」と証言していることから、A事業所は、D社と契約関係にはあったものの、同社とは別の事業体であったことがうかがえる。

また、上記元従業員は、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったか否かについては、不明である。」と証言している一方で、「D社の直営店で勤務する従業員は、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得することができたが、同社の特約店で勤務する従業員については、同社の社員ではないので、同社において資格を取得するという事は無い。もし、特約店で勤務する従業員が被保険者資格を取得するとすれば、その特約店で資格を取得するほかは無かった。」と証言している。

このほか、厚生年金保険料の控除をうかがわせるような事情は見当たらず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月1日まで
② 昭和23年5月13日から同年11月5日まで
③ 昭和24年4月1日から25年5月15日まで
④ 昭和25年6月28日から26年9月15日まで
⑤ 昭和27年2月21日から同年11月1日まで

申立期間①当時、A社において一緒に勤務した友人が、同社に勤務した期間について、厚生年金保険を受給していることを知ったので、自分の年金記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①から⑤については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受け取った。

私は、脱退手当金をもらった記憶が無いので、調査をして申立期間①から⑤を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和28年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の勤務していたB社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和27年11月1日の前後各3年間に同資格を喪失した脱退手当金受給資格者（女性）49人の記録を確認したところ、28人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち22人がいずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、連絡先の把握できた脱退手当金の支給記録がある2人はいずれも、脱退手当金を受給したことを認めており、請求手続を事業所で代行してもらった旨証言している上、同社

の現在の事業主も、「当時は脱退手当金の請求手続を代行していた。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立期間に係る二つの厚生年金保険被保険者記号番号は重複整理されていることが確認できるほか、脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、B社を退職後、昭和45年10月1日まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 11 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間の一部が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

一緒に、A社に入社した同僚の記録も無いと聞いているが、私は、B職種として確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の証言及び申立人が保管する申立人あての封書の住所が「A K K内」と記載されていることが確認できる上、消印日が「昭和 34 年 4 月 20 日（又は 30 日）」であることが確認できることから、申立人が昭和 34 年 4 月の時点において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 35 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、住所地を管轄する法務局に同社の商業登記簿は保存されておらず、事業主等から証言を得られないことから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する者 26 人を把握し、所在の確認できた 7 人に申立人の勤務実態及び当時の状況について照会を行ったところ、6 人から回答を得られ、そのうちの 1 人は、「厚生年金保険への加入については本人の希望により行われていた。」と証言しており、また別の 1 人は、「私は、試用期間を経て厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、申立人がA社と一緒に入社したとする同僚の氏名についても、同社

の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認することができない。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では必ずしも採用と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月から26年3月まで
② 昭和26年4月から28年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A団体（現在は、B団体）C事業所に勤務した申立期間①及び同団体D事業所に勤務した申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①及び②のいずれも常勤職員として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶しているA団体C事業所及びA団体D事業所勤務当時の主任及びB団体が保管する退職者名簿に記載されている同僚の証言から、申立人が、申立期間①当時はA団体C事業所に、申立期間②当時はA団体D事業所に、それぞれ勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B団体は、「当時の資料は、退職者名簿しか保管していない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除等の状況を確認することができない。

また、上記主任は、「申立期間①及び②当時の申立人は、正規職員ではなく、共済年金にも厚生年金保険にも加入させていなかった。」と証言しているところ、オンライン記録において、A団体C事業所及びA団体D事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、A団体は、昭和29年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間①及び②は、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。